

NPO法人 岡山やまびこ福祉会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 岡山やまびこ福祉会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 岡山県津山市 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、〔自立生活支援を必要とする児童〕に対して、義務教育終了後の自立を図るため生活の基盤となる住居を提供し、児童の相談、その他日常生活上の援助に関する事業を行い児童の健全育成に寄与することを目的とする。

また、就業を果たした若者へ相談窓口や交流会等のアフターフォローを提供する事で、彼らの早期離職や社会的な孤立を防ぎ、安定した社会人生活を持続していく手助けを行う事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童養護施設、自立援助ホーム入所児童を中心とする、社会的養護の下で生活をする児童等へのキャリア教育事業
- (2) 児童養護施設、自立援助ホーム退所者等の社会的養護の下を巣立った若者等の就職後のアフターフォロー事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後各事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事会で定める。

(職員)

第20条 この法人に、その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。(記名押印でも可とする)

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載

した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。（記名押印でも可とする）

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国、又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 三牧 淳男

副理事長 安藤 恭介

理事	山形 治
同	松田 吉夫
同	松田 幸也
監事	岡部 祐依

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 正会員入会金 | 3,000円 |
| 正会員会費 | 6,000円（1年間分） |
| (2) 賛助会員入会金 | 2,000円 |
| 賛助会員会費 | 3,000円（1口） |
| (3) 法人会員 | 50,000円（1口） |

(縦覧用)

役 員 名 簿

NPO法人 岡山やまびこ福祉会

No.	役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
1	理事長	みまき あつお 三 牧 淳男	非公表	有
2	副理事長	あんどう きょうすけ 安 藤 恭 介		無
3	理 事	やまがた おさむ 山 形 治		無
4	同	まつだ よしお 松 田 吉 夫		有
5	同	まつだ ゆきや 松 田 幸 也		無
6	監 事	おかべ ゆい 岡 部 祐 依		無

設立趣旨書

1 趣旨

我々は、児童虐待などの不適切な養育を受けたために、家庭内に助けを求めることのできる相手もなく、心の拠り所を失って孤立している子どもたちに対して、その支援を目的とする団体を立ち上げます。

現実には、保護者から身体的・心理的に虐待を受けているために、あるいは親同士が不仲である、などの極めて不安定な普通では考えられない家庭環境に置かれている子どもが多数いるようです。

家を飛び出したものの頼れる場所がない子ども、施設を退所しても自立がうまくいかず大人からの適切な援助をすぐにでも必要とする子ども、安定した頼れる場所があれば非行に走らなかつたであろうと考えられる子どもも多数いると思います。

子どもたちが安全かつ安定した環境で安心してその心身を健全に成長発達させていくことは、子どもたちが私たち大人に対して求めることのできる固有の権利であるとともに、それに応えるのが私たち大人の責務であると思います。

私たちは、福祉、医療、保健、心理、教育、法律などの各分野の専門職と連携をとりながら、子どもの固有の権利に応えるという責務を履践しつつ、子どもたちに対する社会的養護を積極的に実践する為にその活動を行います。上記の目的を果たすべく、運営組織の基盤を確立し、情報公開を進めることにより社会的な信用を得て、子どもたちが幸せを感じることができる生活を守ることができる組織となるためには、特定非営利活動法人化が必要と考え、ここにNPO法人岡山やまびこ福祉会を設立します。

その実践の取っかかりとして「児童自立援助ホーム・夢語れ！」を開設し、特に10代半ばから後半の子どもたちに対しての居場所(住居)を提供し将来に向けて自立して生活が送れるように支援します。

以上、設立趣意とします。

申請に至るまでの経緯

2、経緯

令和6年12月7日 三牧 淳男の呼びかけで有志6名が寄り三牧宅で座談会を開催する。

令和6年12月～令和7年5月 法人設立に向け声掛け活動。

令和7年8月17日 三牧宅にて発起人集会及び設立総会開催。

令和7年8月17日

NPO法人 岡山やまびこ福祉会

設立代表者

住所 津山市林田1902-16

氏名 三牧 淳男

令和 7 年度事業計画書

法人成立の日から 8 年 3 月 3 1 日まで

NPO 法人 岡山やまびこ福祉会

1 事業実施の方針

さまざまな課題を持ち入居をしてくる子どもたちが自分自身と向き合えるよう安全な住環境の整備、安心できる人間関係作りに配慮し、子どもの自己表現を受け止め、適切な方向へ導く。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
児童養護施設、自立援助ホームを中心とする、社会的養護の下で生活をする児童等へのキャリア教育事業	15才からの子供養育事業	8 年 1 月	津山市内	3 名	3 名	1547
児童養護施設、自立援助ホーム退所者等の社会的養護の下を巣立った若者等の就職後のアフターフォロー事業						

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
無し					

令和 8 年度事業計画書

R 8 年 4 月 1 日から R 9 年 3 月 3 1 日まで

NPO 法人 岡山やまびこ福祉会

1 事業実施の方針

さまざまな課題を持ち入居をしてくる子どもたちが自分自身と向き合えるよう安全な住環境の整備、安心できる人間関係作りに配慮し、子どもの自己表現を受け止め、適切な方向へ導く

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
児童養護施設、自立援助ホームを中心とする、社会的養護の下で生活をする児童等へのキャリア教育事業	15歳からの子供の養育事業	通年	津山市内	4 名	4 名	12677
児童養護施設、自立援助ホーム退所者等の社会的養護の下を巣立った若者等の就職後のアフターフォロー事業						

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
無し					

設立当初の事業年度 活動予算書
法人設立の日からR8年3月31日まで

NPO法人 岡山やまびこ福祉会
(単位:円)

科目	金額		
I 収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	117000		
賛助会員受取会費	40000	157000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	30000	30000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	50000	50000	
4. 事業収益			
自立援助ホーム事業収益	2250000	2250000	
5. その他収益			
受取利息	100		
雑収益	25000	25100	
収益計			2512100
II 費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	120000		
給料手当	1400000		
法定福利費	2000		
退職給付費用	6000		
福利厚生費	2000		
人件費計	1530000		
(2) その他経費			
会議費	5000		
旅費交通費	10000		
減価償却費	2000		
支払利息	100		
その他経費計	17100		
事業費計		1547100	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	900000		
給料手当	55000		
法定福利費	1000		
退職給付費用	2000		
福利厚生費	1000		
人件費計	959000		
(2) その他経費			
会議費	5000		
旅費交通費	5000		
減価償却費	5000		
支払利息	100		
その他経費計	15100		
管理費計		974100	
費用計			2521200
税引前当期正味財産増減額			△ 9100
法人税、住民税及び事業税			75000
当期正味財産増減額			△ 84100
設立時正味財産額			1000
次期繰越正味財産額			△ 83100

R8年度 活動予算書
R8年4月1日 から R9年3月31日まで
(法人名称)

NPO法人 岡山やまびこ福祉会
(単位：円)

科目	金額		
I 収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	78000		
賛助会員受取会費	54000		
		132000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	250000		
		250000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	300000		
		300000	
4. 事業収益			
児童自立援助ホーム事業収益	18000000		
		18000000	
5. その他収益			
受取利息	3500		
雑収益	50000		
		53500	
収益計			18735500
II 費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	4800000		
給料手当	7200000		
法定福利費	5000000		
退職給付費用	380000		
福利厚生費	60000		
福利厚生費	20000		
人件費計	12660000		
(2) その他経費			
会議費	5000		
旅費交通費	10000		
減価償却費	2000		
支払利息	100		
その他経費計	17100		
事業費計		12677100	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	2400000		
給料手当	1200000		
法定福利費	268000		
退職給付費用	220000		
福利厚生費	100000		
人件費計	4188000		
(2) その他経費			
会議費	50000		
旅費交通費	35000		
減価償却費	50000		
支払利息	10000		
その他経費計	145000		
管理費計		4333000	
費用計			17010100
税引前当期正味財産増減額			1725400
法人税、住民税及び事業税			75000
当期正味財産増減額			1650400
前期繰越正味財産額			△ 83100
次期繰越正味財産額			1567300